

定額減税の通知書への記載の例について

普通徴収（事業所得者等の方）又は公的年金等に係る特別徴収（年金所得者の方）の場合

通知書の2枚目（2/2）の **4 税額明細** の表の下部欄外に記載しています。
ただし、定額減税の対象にならない方は記載されません。

令和 年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定通知書 (2/2)

3 所得・控除等の明細

収入・所得・特別控除・繰越損失等 (円)			
給与収入金額	分属短期譲渡所得(一般)	分属譲渡所得の	
公的年金等収入金額	分属短期譲渡所得(軽減)	特別控除前の金額	
営業所得	分属長期譲渡所得(一般)		
農業所得	分属長期譲渡所得(特定)		
不動産所得	分属長期譲渡所得(軽減)		
利子所得	上場株式等に係る譲渡所得	上場株式等に係る損失	
配当所得	一般株式等に係る譲渡所得	上場株式等の配当等に係る損失	
給与所得(所得金額調整控除後)	上場株式等の配当所得等	先物取引に係る損失	
雑所得(年金)	先物取引に係る雑所得	青色申告者の雑損失	
雑所得(雑利・その他)	差損所得	居住用財産の譲渡に係る損失	
総合課税一時所得	山林所得	雑損失	
計		事業所・事業所専従	

合計所得金額

3 所得・控除等の明細 (円)

所得・控除	控除内訳
雑損・営業費	配
社会保険料	偶
小規模企業共済	特
生命保険料	老
地震(損害)保険料	定
障害者・高齢・ひとり親・難病学生	人
配偶者	同
配偶者特別	老
扶養	親
基礎	等
計	

4 税額明細

区分	課税標準額 (円)	市民税額 (円)	県民税額 (円)	森林環境税額 (円)
総所得				
分属短期譲渡所得				
分属長期譲渡所得				
株式・配当・先物・差損・山林所得等				
税額控除前の所得金額				
調整控除額				
配当控除額				
住宅借入金等特別税額控除額				
所得金額税額控除額				
外国税額控除額				
その他税額控除額				
所得割額				
均等割額				
合計額				

※その他税額控除額には、市民税・県民税減税控除済額10,000円を含みます。なお、減税しきれなかった控除外額は0円です。

5 控除の繰越額

控除の繰越額	控除の繰越額
「控除超過額」 ※控除不足額から繰越する額	円
「既充当又は委託納付額」 ※控除不足額から充当又は委託納付した額	円

お問い合わせ先 ●課税内容に関すること 市民税課 TEL 077-528-2722 FAX 077-524-4944 ●納付相談に関すること 収納課 TEL 077-528-2729 FAX 077-523-1409 お問い合わせの際は、下記番号をお伝えください。

所得割額				
均等割額				
合計額				
※その他税額控除額には、市民税・県民税減税控除済額10,000円を含みます。なお、減税しきれなかった控除外額は0円です。				

拡大

定額減税された額が記載されます。

定額減税しきれなかった額が記載されます。

(参考) 減税しきれない額がある方の例

所得割額				
均等割額				
合計額				
※その他税額控除額には、市民税・県民税減税控除済額2,200円を含みます。なお、減税しきれなかった控除外額は7,800円です。				

(参考) 定額減税の対象にならない方の例

所得割額				
均等割額				
合計額				